平成２１年（フ）第２０８号
福島県会津若松市館馬町15番31号　アーク館馬Ⅱ202号、前住所福島県会津若松市日新町２番32号
債務者　山内　勝雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
福島県河沼郡会津坂下町大字長井字花畑2105番地
債務者　金子　美和
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
茨城県下妻市小島1135番地29
債務者　松沼　克美（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７０号
茨城県筑西市門井1980番地２　センチュリー関口Ｂ棟101、前住所茨城県筑西市横塚907番地　橋本マンション107号
債務者　向田世師輝
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２８８号
茨城県猿島郡境町陽光台１丁目11番地18
債務者　上村　春江
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２８９号
茨城県古河市古河131番地３　ファミール・ハイツＣ棟102号、前住所千葉県松戸市紙敷156番地の２　アンビシャス東松戸ゆいの花公園103号
債務者　野崎　智恵（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９４号
茨城県桜川市真壁町亀熊39番地１
債務者　齋藤　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３００号
茨城県古河市上辺見511番地５
債務者　後藤　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３０１号
茨城県古河市上辺見511番地５
債務者　後藤さよ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３８１号
群馬県高崎市飯塚町772番地１
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１８号
群馬県藤岡市上戸塚448番地９
債務者　吉田　由紀（旧姓牛込）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２３号
群馬県富岡市妙義町菅原2067番地１
債務者　山田　恒司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２４号
群馬県富岡市妙義町菅原2067番地１
債務者　山田　房子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２５号
群馬県富岡市妙義町菅原2067番地１
債務者　山田　俊司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２７号
群馬県安中市古屋765番地４　古谷アパート３号棟
債務者　小野里裕之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９２号
埼玉県東松山市神明町１丁目11番５号
債務者　岩田　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４６６号
埼玉県深谷市江原451番地　サンコーポラス深谷２―506号
債務者　柳田　　透
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５４９号
新潟県新潟市西区内野上新町12080番地３
債務者　古俣　満夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部